

[委託業務の内容]

1. 工事名
2. 排出場所
3. 委託期間
4. 積替・保管施設経由の有無 (有・無)
- a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他()
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む)

- b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類
- c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)
(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定期量 (c)	処分会社の許可内容	
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力
コンクリートがら	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・	800 m ³ /日
アスファルト・コンクリートがら	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・	800 m ³ /日
その他がれき類(路盤廃材)	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・	800 m ³ /日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・埋立	800 m ³ /日
廃プラスチック類	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・溶融・圧縮	m ³ /日
金属くず	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・	m ³ /日
紙くず	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・焼却・圧縮	m ³ /日
木くず	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・焼却	m ³ /日
繊維くず	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・焼却・圧縮	m ³ /日
廃石膏ボード	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・埋立	m ³ /日
建設汚泥	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	脱水・埋立 (固化)	m ³ /日
混合廃棄物 安定型品目のみ	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・溶融	m ³ /日
	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	()	t,m ³ /日
石綿含有産業廃棄物 がれき類	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	()	m ³ /日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	()	m ³ /日
廃プラスチック類	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	()	m ³ /日
その他()	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	()	m ³ /日
その他	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	()	m ³ /日
特管産業廃棄物 廃石綿等	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	溶融・無害化・埋立	m ³ /日
	円/(t,m ³ 台)	円/(t,m ³)	台	破碎・	m ³ /日
合計予定期量 (t,m ³ 台)			必要な情報(性状及び荷姿等)*		
合計予定期額	収集運搬(a) × (b)	処分(b) × (c)	石綿含有産業廃棄物を除く		
事前協議の要否	要	・	否		

注釈: 处理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

※: 収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。



建設廃棄物処理委託契約書

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分(収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)

収集運搬用	処分用	収集運搬及び処分用
-------	-----	-----------

事業者
(甲)
住 所
名 称
代表者

(以下甲という)



収集運搬
会社
(乙)

(以下乙という)



処分会社
(丙)

(以下丙という)



(委託内容)
第1条
2. 3. 4.

(処理料金)
第2条
2. 3. 4.

注釈: 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処理料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

